

随 意 契 約 理 由 書

1 工事（業務）名	新会計情報システムサーバOS等更新業務（平成29年度）
2 業 者 名	阪神高速技研（株）
3 随意契約理由	<p>本業務は、次期に更新するサーバ機器及び仮想基盤（以下、これらを合わせて「基盤」という。）に対応できるように、新会計情報システムのサーバOS及びミドルウェアの更新並びにサーバアプリケーションの改修（以下「システム側作業」という。）を行うとともに、基盤のネットワーク設定作業、基盤上の挙動確認及び基盤運用手順の更新等（以下「基盤側作業」という。）を行うものである。</p> <p>本業務の作業実施にあたっては、当社との間で現行システムの情報を頻繁にやりとりする必要があるため、情報漏洩等のリスクがある。このためリスクを最小限に抑えるには本業務用に独自のネットワークを構築し、当該ネットワーク環境内で情報のやりとりをする必要がある。</p> <p>本業務においては、OS等更新後の新システムに求められる業務要件に変更がないことから、現行システムと新システムの動作の比較が不可欠で、業務期間を通してテスト稼働を行って確認をする必要がある。また、完成後に現行システムと新システムの切り替えを滞りなく行うためにも現行システムと同じ基盤上で新システムを稼働させることが合理的かつ効率的である。</p> <p>また、本業務では、システムを稼働させる基盤上において、システム側作業と基盤側作業の実施に伴う挙動確認をする必要があるが、仮に挙動不具合が発生した場合には、その原因がシステム側か、基盤側かを確認する必要性が生じ、どちらの原因か不明の場合には責任の所在が不明確になる。このため、同一の者の管理のもとシステム側作業と基盤側作業を一体的に行うことが必要である。</p> <p>以上のことから、本業務を履行するに当たっては、当社とのネットワーク環境内で安全に情報をやりとりできること、現行システムと同じ基盤上で新システムを稼働させ両システムの動作確認を行うことができること、更に、その管理下でシステム側作業と基盤側作業を一体的に実施できることが契約相手方に求められる。</p> <p>阪神高速技研株は、当社のセキュリティポリシーに沿ってグループネットワークを管理しており、本業務において必要となる現行システムの情報を安全にやりとりできる。また、現行システムが稼働する基盤の所有者であり、かつ管理者であることから、基盤上の現行システムと新システムの動作確認を行うことができ、システム側作業と基盤側作業を一体的かつ効率的に実施できる唯一の者である。</p> <p>よって、阪神高速道路株式会社契約規程第2条第2号の規定により随意契約とする。</p>
阪神高速道路株式会社契約規程第2条第2号の規定による。	